

区立幼稚園子育てサポート保育のご案内

港区教育委員会事務局
学校教育部学務課

港区では、通常の保育時間以降もお子さまをお預かりする「子育てサポート保育」を実施しています。子育てサポート保育は、様々な地域の実態や保護者の事情に応じて行う教育活動です。お子さまの健康な心と体を育てる観点からご家庭との連携も大切に、保護者の状況に合わせて適切な支援を行います。

■ 子育てサポート保育実施園

全園で子育てサポート保育を実施しています。

■ 利用日時

月曜日から金曜日の通常保育終了時から午後4時30分まで

※幼稚園の休園日、研修日等を除きます。

※夏季・冬季・春季休業期間は実施しません。

※上記以外にも園の運営状況により子育てサポート保育を休止する場合があります。

■ 利用定員

20名（1日単位）

(1) 年間利用 15名（上限）

(2) 一時利用 5名（年間利用者の利用人数により変動します。）

※港南幼稚園のみ定員40名（年間利用25名・一時利用15名）

■ 対象幼児

実施園に在籍していて、保護者から希望のあった園児

※利用開始日程については各幼稚園にお問い合わせください。

■ 申込方法

年間利用…年間利用は、次頁の申請理由に該当する方が利用できます。承認後、下記申請理由及び承認期間に該当しなくなった場合は、年度途中でも利用が終了となります。必要な場合は、再度申請をしてください。

※申請は年度単位になります。

1 申込書類

- (1) 子育てサポート保育利用申請書<区指定様式>
- (2) 子育てサポート保育年間利用申請補助資料<区指定様式>
- (3) 状況を証明する書類（下表を参照してください。）

<表>

申請理由（父母等の状況）		状況を証明する書類 ※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。
就労 （月48時間以上の就労を常態としている場合）	外勤	勤務（内定）証明書<区指定様式>
	自営業 会社代表 経営者等 内職	①就労状況申告書<区指定様式> ②週間スケジュール<区指定様式> ③仕事の実態が分かるもの （例：登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等）
出産（妊娠中または出産後間もない場合） 承認期間： <u>出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで</u>		母子手帳の出産（予定）日のわかるページのコピー
疾病・負傷 承認期間： <u>必要がなくなるまで</u>		診断書のコピー
障害（心身に障害がある場合） 承認期間： <u>必要がなくなるまで</u>		障害者手帳のコピー
介護・看護 （疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合） 承認期間： <u>必要がなくなるまで</u>		①被介護者・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー ②週間スケジュール<区指定様式> ③介護、看護の実態が分かるもの
求職（求職活動をしている場合） 承認期間： <u>3か月間</u>		求職カード（ハローワーク発行）のコピー
就学 （週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合） 承認期間： <u>学校の卒業（修了）まで</u>		①就学証明書<区指定様式> ②時間割、カリキュラム等

※区指定様式は園に備え付けてあります。

※申込書類は、利用希望月から3か月以内に発行されたものを提出してください。

※不足書類がある場合、承認できないことがありますのでご注意ください。

※申請理由に該当するか判断がつかない場合は、学務課までお問い合わせください。

※承認後、申請内容に変更が生じた場合は学務課までご連絡ください。

2 申込書類締切日、提出先

締切日：令和4年3月4日（金）

提出先：各在籍幼稚園

※年度途中でも空きがあれば、随時受付をします。

3 利用決定

3月下旬以降、学務課から郵送にて通知します。なお、上記締切日までの申請で、利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

また、年間利用決定後に、事情なく、月の利用日数が各園の実施日数の2/3以下の状態が3か月以上続いた場合（8月は除く）は、年間利用を取り消します。

一時利用…就労等の有無に関わらず、利用したい日のみ利用していただけます。

各幼稚園で申込み方法が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

※申込日・時間については、各園にお問い合わせください。

※利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

■ 子育てサポート保育料

(1) 年間利用…階層区分（次頁参照）ごとに月額で保育料がかかります。利用申し込み後、学務課より送付される令和4年度保育料決定通知書をご確認ください。原則、毎月月末に口座振替にてお支払いとなります。

※8月はサポート保育がありませんが、年額保育料を月割で徴収するため、8月分も料金が発生します。

(2) 一時利用…日額800円で、利用券を事前に購入していただきます。購入方法は以下の2通りです。

<金融機関への振り込み>

幼稚園で納付書を受け取り、金融機関で料金を支払います。その後、支払いの領収書をもって幼稚園で利用券と交換します。利用券は4回分セット（3,200円）での販売となります。

<キャッシュレス決済>

幼稚園でキャッシュレス決済（Pay Pay）を利用して、1枚800円ずつ購入いただけます。

令和4年度階層区分表（予定）

（単位：円）

各月初日における在籍幼児の 属する世帯の階層区分		子育てサポート保育料			
		年間利用（月額）		一時利用 （日額）	
階層 区分	定 義	第1子の幼児	第2子 以降の 幼児		
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	区市町村民税非課税世帯及び区市 町村民税のうち均等割のみの課税 世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	1	区市町村民税のうち所得割課税額 が5,000円以下である世帯	(年額 24,760) 2,100 3月分のみ 1,660	0	800
	2	区市町村民税のうち所得割課税額 が5,000円を超え10,000円以下で ある世帯	(年額 37,150) 3,100 3月分のみ 3,050	0	800
	3	区市町村民税のうち所得割課税額 が10,000円を超え77,100円以下で ある世帯	(年額 74,300) 6,200 3月分のみ 6,100	0	800
	4	区市町村民税のうち所得割課税額 が77,100円を超え211,200円以下 である世帯	(年額 85,400) 7,100 3月分のみ 7,300	0	800
	5	区市町村民税のうち所得割課税額 が211,200円を超える世帯	(年額 96,500) 8,000 3月分のみ 8,500	0	800

※兄や姉の年齢にかかわらず、第2子以降の子育てサポート保育年間利用の保育料は無料となります。

※ひとり親世帯等の場合（区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯が対象）は、サポート保育料負担軽減がありますので、学務課までお問い合わせください。

■ 問い合わせ先

港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課学事係

電話：03-3578-2111 内線 2779